

# ゼロから学ぶ、地方財政!

## ようこそ 地方財政

日々の仕事に役立つ地方財政入門  
長谷川淳二 [著]

- 新入職員が、どのような仕事に就くことになっても、最低限知っておくべき自治体の財政の基本をわかりやすく解説した“超・入門書”。
- 原課職員、技術系職員など、今まで地方財政に縁がなかった職員が、その知識を必要とされる場面に遭遇しても、困ることがないように、地方財政の意義、役割等を身に付けるための、“イロハ”を伝授。
- 著者は、過去に県・市で地方財政の仕事をした豊富な経験あり。国からの情報発信が減る昨今の風潮の中で、本書は数少ない元総務省自治財政局財務調査課長・地方債課長による執筆。



A5判・268頁 定価: 本体2,000円+税

Part. II 自治体のお給料—収入のはなし

### Chap. 2

## 自治体の収入のあらまし —多種多様な収入

### 1 自治体の収入の構造—多種多様な収入

自治体が、行政サービスを実施するために必要な財源をどこからどうやって調達するのでしょうか。まず思い浮かぶのは住民や地域の企業に納めてもらう税金(地方税)ですが、自治体の収入は地方税に限られません。地方税だけで標準的な行政サービスを実施するために必要な財源を賄えない自治体には、国から地方交付税が交付されます。また、一定の行政水準を維持したり、特定の施策を奨励したりするために国庫支出金や都道府県支出金が交付されます。さらに、住民が市民プールを利用したり証明書の交付を受けたりする場合に、サービスを受ける住民から受益者負担として徴収する使用料・手数料があります。このほか、道路や学校を建設する際に地方債を発行して資金を借り入れることもあります。

このように、自治体の収入には、自らが徴収する地方税のほか、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金、国庫支出金、都道府県支出金、地方債、使用料・手数料、分担金・負担金、寄附金など、多種多様なものがあります。そこで、自治体の収入にはどんなものがあるか、大まかにみてみましょう。

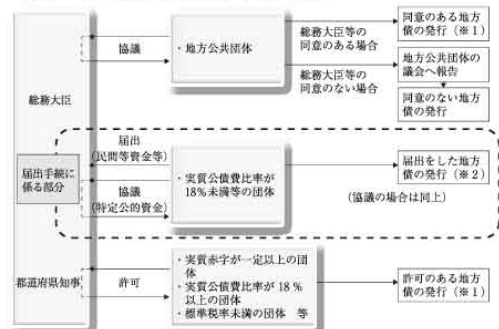
### 2 自治体の収入の種類

#### (1) 地方税

地方税は、地方税法や自治体の条例の定めるところによって、その構成員である住民や企業などから徴収する税金です。税金は、少し堅苦しく定義しますが、国や自治体はその課税権に基づき、特別のサービスに対する対価としてではなく、必要な経費に充てるための資金を調達する目的をもって、一定の要件に該当する者に課する金銭給付といえます。

Chap.7 自治体の借金—地方債のはなし

図表7-2 地方債制度(協議・届出・許可)の概要



※1 総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、元利償還金の地方財政計画への算入・公的資金の充当

※2 届出をした地方債のうち協議を受けたならば同意をする認められるものに対し、元利償還金の地方財政計画への算入・公的資金のうち、特別融資債、国の予算等貸付金の充当

#### (2) 協議制度のしくみ

##### ア 協議の手続

地方団体は、地方債を発行しようとする場合は、起債の目的、限度額、方法、資金、利率、償還の方法などを明らかにして、総務大臣又は都道府県知事に協議する必要があります。協議の相手方は、都道府県、指定都市、一部事務組合で構成団体に都道府県・指定都市が含まれるものにおいては総務大臣、指定都市以外の市町村・一部事務組合で市町村のみを構成団体とするものにあつては都道府県知事になります。

都道府県知事が市町村から申出を受けた協議において同意をしようとするときは、その地方債の限度額及び資金についてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得る必要があります。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 目次

## Part. I 自治体のおさいふ——地方財政とは

### Chap. 1 地方財政の考え方

- 1 私たちの暮らしと地方財政
- 2 国と地方の財政関係
- 3 地方財政の全体像

## Part. II 自治体のお給料——収入のはなし

### Chap. 2 自治体の収入のあらまし——多種多様な収入

- 1 自治体の収入の構造——多種多様な収入
- 2 自治体の収入の種類
- 3 性質別に見た自治体の収入
- 4 自治体の収入の状況

### Chap. 3 地方税——自治体収入の大黒柱

- 1 地方税——自治体収入の大黒柱
- 2 地方税の基本原則
- 3 自治体の課税権
- 4 地方税の体系
- 5 地方税の税率
- 6 地方税の種類
- 7 課税自主権
- 8 超過課税
- 9 法定外税
- 10 地方税源の充実と偏在是正

### Chap. 4 地方交付税——財源保障のしくみ

- 1 地方交付税とは
- 2 地方交付税の基本的枠組み
- 3 普通交付税の算定の基本的しくみ
- 4 基準財政需要額の算定方法
- 5 基準財政収入額の算定方法
- 6 特別交付税
- 7 算定方法の見直し

## Chap. 5 国庫支出金——国の関与と支援

- 1 補助金制度
- 2 国庫支出金制度の概要
- 3 国庫補助負担率
- 4 地方分権改革と国庫補助金の見直し

## Part. III 自治体の家計簿——支出のはなし

### Chap. 6 自治体の支出

- 1 自治体の支出のあらまし
- 2 目的別にみた自治体の支出
- 3 性質別にみた自治体の支出
- 4 財政構造の弾力性

## Part. IV 自治体のやりくり

### Chap. 7 自治体の借金——地方債のはなし

- 1 はじめに
- 2 地方債を起こすことができる経費
- 3 地方債の機能
- 4 地方債は自由に起こせるか——協議制度
- 5 地方財政と地方債
- 6 地方債資金の借入れ
- 7 地方債の償還と総合的な管理

### Chap. 8 財政健全化法について

- 1 再建法から財政健全化法へ
- 2 健全化法の枠組み
- 3 健全化法施行後の状況

## Part. V あなたのまちの財政診断

### Chap. 9 あなたのまちの財政診断

- 1 自治体の財政運営のしくみ
- 2 財政分析
- 3 自治体の財政分析

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

## 申込書 (第一法規刊)

### ようこそ 地方財政 一日の仕事に役立つ地方財政入門

●定価2,200円(本体2,000円) [コード062091]

申込部数

部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。)  代金引換により支払います。  現品到着後請求書により支払います。

\*代金引換手数料について  
一回あたりのご購入金額  
(商品の税込価格+送料)の合計が  
1万円以下の場合、300円+税  
3万円以下の場合、400円+税  
10万円以下の場合、600円+税  
※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

〒

ご住所

機関名

部署名

公用  
 私用

フリガナ

ご氏名

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の  
取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル: TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

### ■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

☎ FAX.0120-302-640

書店印